

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 496ページ）	改定した解説
なし	「その部分間における電圧降下が1.5V以下」とは、人が触れるおそれのある金属部とアース線が接続される器体の端子との間の電圧降下を測定し、1.5V以下であることを意味する。（通電は、器体外部のアース線を含んで通電するが、電圧降下の測定には、器体外部のアース線の抵抗値を含めない。）

（当該部解釈）

別表第八1 共通事項 （2）構造

ツ アース機構を有するものにあつては、次に適合すること。

（イ） （省略）

（ロ） アース機構は、人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続してあり、かつ、容易に緩まないように堅固に取り付けてあること。ただし、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されている部分又はアース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。

a （省略）

b 「電氣的に完全に接続」とは、人が触れるおそれのある金属部とアース用端子、アース線若しくは電源プラグのアースの刃との間に15Aを連続して通電し（電圧30V以下で通電できること。）、各部に異常な発熱がなく、かつ、その部分間における電圧降下が1.5V以下であることをいう。